

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年9月20日午後1時30分から令和6年第9回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 倫充
第6番委員	松本 隆	第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
		第20番委員	高橋 地成

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 事	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条6項の規定による合意解約の通知について
報告第2号	農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農地利用最適化推進委員の選任規則の一部を改正する規則について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 事	巴 春菜

- 議 長 只今から令和6年第9回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
時間 13時30分
- 議 長 10番高橋義隆委員から欠席の報告があります。  
只今の出席委員は、19名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には9番有住寿哉委員、11番高橋新一委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

ここで、番号 2 番から 3 番の案件について 7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

———7 番委員退席———

議 長 これより、番号 2 番から 3 番の案件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号の番号 2 番から 3 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。

よって、本案件は原案のとおり決定しました。

7 番高橋重貴委員の入席を許します。

———7 番委員入席———

議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

これより、番号 1 番案件について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

———なしの声あり———

第 1 2 番委員 12 番佐藤です。譲受人の申請事由に「住宅と隣接する農地を取得するため」とありますが、譲受人は■■■■の住所であり、ここでいう住宅というのは誰の住宅なのかお聞きしたいと思います。

事 務 局 長 12 番佐藤委員のご質問にお答えします。

こちらは、譲受人の方が新たに住宅を取得され、さらに住宅と隣接している農地を取得するというものです。

今はまだご実家の■■■■の住所ですが、今後転居する予定です。

議 長 その他、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

———討論なし———

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———



議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第3号農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長  
議 長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について15番小坂倫充委員より報告願います。

第15番委員

15番小坂です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

9月12日午前に、北部地区の宮本賢委員、渡辺好章委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXX所有の畑と田ですが、現況は、作業所の敷地と通路及び庭となっています。

現況に至った経緯ですが、昭和53年頃に、XXXXXXXXXXが作業所を建築するとともに、作業所への出入りのために通路を整備し、現在まで利用してきたとのことです。

今回、土地建物の売却を計画していたところ、農地であることが判明し、農地法の適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり作業所及び通路として使用されており、庭には木が植えられている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号農地法の適用外証明願の審査について、相違ないことを証明することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は、相違ないことを証明することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第10、議案第5号金ケ崎町農地利用最適化推進委員の選任規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

第18番委員 18番田口です。難しい言葉が多く、理解しがたいです。

わかりやすく説明いただけますか。

事 務 局 18番田口委員のご質問にお答えします。

まずは言葉の意味を説明させていただきます。拘禁刑とは受刑者の身体を刑事施設に拘束する刑罰です。改正刑法で新たに設けられた刑罰の種類であり、従来の禁固刑と懲役刑を廃止して拘禁刑の自由刑に一本化されるというものです。拘禁刑では受刑者の更生に必要であれば、刑務作業を行わせることもできますし、強制で教育実施することも可能です。

今までの刑法では懲役刑と禁固刑がありました。懲役刑は刑務作業が義務化されているのに対して、禁固刑は刑務作業が義務化されていません。

実情としましては、禁固刑の対象の方はわずか0.5%しかおらず、さらには禁固刑になった方も本人が申し出れば刑務作業もできるということで、実態として禁固刑と懲役刑の差がなくなっているという背景から、拘禁刑という刑務作業を義務化しない、ただし解釈としては必要であればさせることができるという刑に一本化されました。今まで刑務作業は懲罰的な目的でされていたのを、社会更生させるための教育の準備という解釈の拘禁刑に変えたという背景があります。

議

長

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号金ヶ崎町農地利用最適化推進委員の選任規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

令和6年第9回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時10分